

瀬戸市私的契約児保育実施規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 13 号

瀬戸市私的契約児保育実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市保育所条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項に規定する私的契約児の保育所の入所（以下「私的契約児保育」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(私的契約児保育)

第 2 条 私的契約児保育は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者又はその家族が病気等の突発的な事由により、児童を保育することができないと認められる場合に、緊急かつ一時的（14 日以内とする。）に当該児童（以下「緊急一時入所児童」という。）を保育するもの。
- (2) 保護者の育児疲れ等により、児童を保育することができないと認められる場合に、一時的（1 月当たり 2 日以内とする。）に当該児童（以下「一時入所児童」という。）を保育するもの。
- (3) 保護者が断続的な就労（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する者が週 3 日を限度として労働することをいう。）を常態としている事由により、児童を保育することができないと認められる場合に、当該児童（以下「非定型入所児童」という。）を保育するもの。

(実施施設)

第3条 私的契約児保育を行う保育所は、別に定める。

(対象児童)

第4条 私的契約児保育の対象児童は、次の各号のいずれにも該当している児童とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 第2条各号に規定する事業の対象となる事由のいずれかに該当すること。
- (3) 児童の年齢が次に掲げる範囲内であること。

ア 緊急一時入所児童にあつては、入所しようとする日において生後6か月に達していること。

イ 一時入所児童にあつては、入所しようとする日において生後6か月に達しており、かつ、入所しようとする日の属する年度の初日において、年齢が満3歳に達していないこと。

ウ 非定型入所児童にあつては、入所しようとする日の属する年度の初日において、年齢が満3歳に達していること。

- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に入所していないこと。
- (5) その他市長が当該児童の入所を不相当と認めないこと。

(実施日)

第5条 私的契約児保育は、保育所の開所日において実施する。

(保育時間)

第6条 保育所における保育時間は、瀬戸市保育所条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第10号）第3条本文に規定する原則の時間を超えないこととする。ただし、緊急一時入所児童及び非定型入所児童にあつては、同条ただし書の規定を適用することができることとする。

(保育料の額)

第7条 条例第6条第4項に定める保育料（以下「保育料」という。）の額は、別表に定める保育料の額に利用許可実日数を乗じた額とする。

(保育料の納付)

第8条 保育料は、許可通知書を交付した日から当該入所の許可が終了する日までに納付しなければならない。ただし、許可が終了する日が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日までに納付しなければならない。

(保育料の還付)

第9条 既に納付した保育料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保育の委託)

第10条 市長は、第2条に規定する保育の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利用児童の区分	保育料の額	
緊急一時入所児童	3歳未満児	日額2,600円
	3歳児	日額1,200円
	4歳以上児	日額1,000円

一時入所児童	日額 2, 6 0 0 円
非定型入所児童	3 歳児 日額 1, 2 0 0 円
	4 歳以上児 日額 1, 0 0 0 円

備考

この表の「3歳」及び「4歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。